

富山県奨学金返還助成制度奨学金返還助成金交付要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 県は、地域産業の中核人材となる理工系学部生、理工系大学院生及び薬学部生（以下「大学生等」という。）の県内企業への就職・定着を促進するため、県内の中小・中堅企業に対象大学生等が就職した場合に、富山県と対象企業とで出捐した基金により、予算の範囲内で当該大学生等に補助金を交付するものとする。その交付に関して、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における「正規雇用」とは、次のすべてに該当する雇用形態で雇用される者をいう。

- (1) 期間の定めのない労働契約を締結していること。
- (2) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること。
- (3) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること。

(助成対象者の要件)

第3条 助成対象となる大学生等（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 在学大学等を卒業若しくは修了予定の理工系学部生、理工系大学院生（修士課程（博士課程前期課程を含み、一貫制博士課程は除く。））又は6年制課程の薬学共用試験に合格した薬学部生
- (2) 日本学生支援機構の無利子（第一種）奨学金、有利子（第二種）奨学金又は富山県奨学資金を借り入れ、返還予定の者
- (3) 在学大学等を卒業若しくは修了後、次条に定める対象企業に就職を希望する者
- (4) 個人情報（氏名、年齢、在籍大学、学部・研究科、学年、連絡先等）を対象企業へ提供することを承諾する者

ただし、連絡先等の対象企業への提供は、助成対象者が同意した場合に限る。

2 助成対象者が次のいずれかに該当するときは、本助成金の交付対象外とする。

- (1) 助成対象者が、就職する対象企業の代表者又は取締役の3親等以内の親族であり、同企業の跡継ぎを目的として就職する場合など、助成対象者にとって同企業への就職の必然性が相当程度高いと認められる場合

- (2) 助成対象者が、助成対象者決定の時点において、就職する対象企業からの内定及びそれに準ずる連絡を既に受けていた場合

(対象企業)

第4条 本制度の登録対象となる企業（以下「対象企業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する企業とする。

- (1) 富山県内に主たる事業所を有する中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社及び個人）又は富山県内に主たる事業所を有する直近年度の売上高が500億円以下の中堅企業
- (2) 以下のすべてを満たす者であること。
- ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。
 - イ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
 - ウ 過去1年間に労働関係法令違反を行っていない事業者であること。
 - エ 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業又はこれらの一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
 - オ 富山県税の全税目について滞納がないこと。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 取締役等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 取締役等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 取締役等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

第2章 対象企業の登録、出捐金

(対象企業の登録の要件)

第5条 対象企業が本制度に登録するための要件は次のとおりとする。

- (1) 助成対象者を採用内定とした場合、別表に掲げる対象経費の1/2に相当する額を県が設置する基金へ出捐することを確約できること。

- (2) 本制度を適用せずに助成対象者を採用する場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。また、複数の奨学金を併用して利用している助成対象者に対して、いずれかの奨学金のみを返還助成の対象とする場合は、必ず助成対象者の同意を得ること。
- (3) 助成対象者の採用後に、助成対象者の助成金支給申請や交付申請に必要な証明書等を発行すること。
- (4) この事業を通して得た個人情報については、責任をもって適正に管理し、当事業の目的以外には一切使用しないこと。

(対象企業の認定)

第6条 本制度の認定を受けようとする企業は、知事が別に定める期間内に次に掲げる書類を提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 富山県奨学金返還助成制度対象企業申込書（様式第1号）
- (2) 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの）
- (3) 直近の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書等）の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 会社概要（概要が分かる会社案内、パンフレット等）

2 前年度に本制度の認定を受けた企業であって、再度本制度の認定を受けようとする企業については、第1項の規定に関わらず、知事が別に定める期間内に次に掲げる書類を提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 富山県奨学金返還助成制度対象企業申込書（様式第1号）
- (2) 履歴事項全部証明書（3か月以内に発行されたもの。ただし「資本金の額」の欄について前回提出時から変更があった場合のみ提出）
- (3) 直近の決算関係書類（貸借対照表、損益計算書等）の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 会社概要（概要が分かる会社案内、パンフレット等。ただし前回提出時から変更があった場合のみ提出）

3 県は、提出された書類を審査し、その結果を文書で通知するものとする。

4 認定後、第4条及び第5条の各号に掲げる要件を満たさなくなった場合は県に通知しなければならない。

(対象企業の認定の取消)

第7条 知事は、対象企業が次のいずれかに該当するときは、対象企業の認定の取消し等の措置を行うことができる。

- (1) 虚偽の申込又はその他不正行為を行い、認定を受けたことが明らかになったとき
- (2) 第4条及び第5条の各号を満たさないことが明らかになったとき
- (3) 労働関係法令等に違反する等、対象企業としてふさわしくないと認められるとき
- (4) その他、対象企業としてふさわしくないと県が認めたとき

(対象企業による出捐)

第8条 対象企業による出捐については、以下のように定める。

- (1) 対象企業は、助成対象者を採用内定とした場合、別表に掲げる対象経費の1/2に相当する額を一括で基金へ出捐するものとする。なお、理工系学部生の場合は学士課程2年間分、理工系大学院生の場合は修士課程2年間分が対象経費となり、6年制薬学部生の場合は、5～6年生分(2年間)又は1～6年生分(6年間分)のいずれかを選択するものとする。なお、登録したが、助成対象となる大学生等の採用内定に至らなかった場合は、出捐は要しない。
- (2) 出捐時期は、助成対象者が入社した後、県から送付する納付書により、次年度4月末までに届出するものとする。

(出捐金の返還)

第9条 出捐金の返還は、原則として行わないものとする。ただし、第20条の規定により、支給対象の認定の取り消し、交付決定の全部又は一部の取り消し及び助成対象者から交付した助成金の全部又は一部の返還があった場合のほか、県が必要と認める場合は、別に定める手続きにより、出捐のあった額の全部又は一部を当該対象企業に返還するものとする。

第3章 助成対象者の登録、支給の申請、交付申請

(助成対象者の認定)

第10条 本制度の認定を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に次に掲げる書類を提出し、認定を受けなければならない。

- (1) 富山県奨学金返還助成制度助成対象者申込書(様式第3号)
- (2) 履歴書(様式第4号)
- (3) 奨学金貸与証明書(又はこれに準じた書類)
- (4) 在学証明書(在学中の大学等の名称、学部、学科、専攻、学年がわかるもの)

2 知事は、提出された書類を審査し、その結果を文書で通知するものとする。

(助成対象者の認定の取消し)

第11条 知事は、助成対象者が次のいずれかに該当するときは、助成対象者の認定の取消し等の措置を行うことができる。

- (1) 留年、休学又は停学になった場合
- (2) 大学等を退学した場合
- (3) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退したとき
- (4) 在学大学等を卒業若しくは修了した年の4月末までに対象企業に就職しなかったとき
- (5) 助成対象者を辞退する旨の申し出があったとき

- (6) 虚偽の申請、その他不正行為を行い、助成金の交付を受け、又は受けようとしたことが明らかになったとき
- (7) その他、助成対象者としてふさわしくないと県が認めたとき

(助成金の額)

第12条 助成金の交付の対象経費及び助成金の額は別表によるものとする。助成金の額は、予算の範囲内において交付するものとする。

(助成対象期間、交付期間)

第13条 助成対象期間は、対象企業に正規雇用として就業した年度から起算して10年度目までとし、かつ、次条各号に掲げる要件を満たしている期間とする。

- 2 交付期間は、対象企業に就業した年度の翌年度から10年間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、助成対象者が産前・産後休暇、育児休業又は知事が特に認める理由により奨学金貸与団体において奨学金の返還期限の猶予が承認された場合、助成期間及び交付期間を猶予が承認された期間を上限に延長することができる。

(助成対象者の交付要件)

第14条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は以下の各号をすべて満たさなければならない。

- (1) 大学卒業又は大学院修了の後、その年の4月末日までに対象企業に正規雇用として就業していること。
- (2) 勤務地が県内であること。
- (3) 市町村等から本制度と趣旨や対象を同じくする助成金等の交付を受けていないこと。
- (4) 貸与を受けた奨学金を返還していること。
- (5) 助成金に係る証拠書類を奨学金返還完了の日の属する年度の終了後5年間保管していること。

(支給対象の認定の手続き)

第15条 前条の要件を満たし、助成金の交付を受けようとする助成対象者は、知事が別に定める期間内に、支給対象の認定の申請を様式第5号に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、支給対象の認定を受けなければならない。

- (1) 卒業証明書
 - (2) 在職証明書(様式第6号)
 - (3) 奨学金の返還残高証明書又はこれに準じた書類
 - (4) その他知事が必要と認めるもの
- 2 知事は、支給対象の認定をしたときは、その旨を該当助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第16条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、支給対象の認定を受けた年度の翌年度から、毎年4月末日までに、助成金の交付申請書を様式第7号に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 前年度末現在の奨学金の返還残高証明書又はこれに準じた書類
- (2) その他知事が必要と認めるもの

(助成金の交付決定及び額の確定)

第17条 知事は、前条の規定により提出された交付申請書を審査し、適当と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、様式第8号により、助成対象者にその旨を通知する。

(助成方法)

第18条 県は、第12条で算定した額を交付期間の1～9年目は助成対象者本人へ交付する。ただし、交付期間10年目は前年度に返還した奨学金に相当する額を助成対象者本人へ交付し、残額については直接奨学金貸与団体に一括して返還するものとする。

(助成対象者の認定申請内容の変更)

第19条 助成対象者は、次のいずれかに該当するとき、別記様式第9号により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 助成金の交付を辞退するとき
- (2) 奨学金の繰上償還をするとき
- (3) 対象企業を離職したとき
- (4) 対象企業を休職、復職したとき
- (5) 市町村等から、本助成金と趣旨や対象を同じくする助成金等の交付を受けることとなったとき
- (6) 各号に掲げるもののほか、住所、氏名、その他重要な事項に変更があったとき
- (7) その他、対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき

(助成対象者の支給対象の認定の取消し、交付決定の取消し等)

第20条 知事は、助成対象者が次のいずれかに該当するとき、支給対象の認定を取り消し、交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を交付せず、又は交付した助成金の返還を命ずることができる。

- (1) 助成金の交付を辞退するとき
- (2) 奨学金の繰上償還をするとき
- (3) 対象企業を離職したとき
- (4) 市町村等から、本助成金と趣旨や対象を同じくする助成金等の交付を受けることとなったとき

- (5) 虚偽の申請若しくはその他不正行為を行い、助成金の交付を受け、又は受けようとしたことが明らかになったとき
- (6) その他、対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき
- (7) 助成対象者が就職する対象企業の登録が取り消されたとき

(その他)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行し、令和 7 年 3 月に在学大学等を卒業若しくは修了予定の助成対象者から適用する。

別表 対象経費及び助成金の額

1 区分	2 対象経費 (助成対象奨学金)	3 助成金の額及び上限額	
		(交付期間 1～9 年目)	(交付期間 10 年目)
理工系学部生	奨学金総額のうち、 2 年間にわたり貸与を受けた奨学金総額	前年度に返還した奨学金の額（利息分を除く）に相当する額。 ただし、助成額の上限は対象経費を 10 で除した額とする。	奨学金残額（対象経費から各年度の既交付額の累計を控除した額）
理工系大学院生	大学院在学時に貸与を受けた奨学金総額（2 年分）		
6 年制薬学部生	第 5 学年及び第 6 学年在学時に貸与を受けた奨学金総額（2 年分）		
	第 1 学年から第 6 学年在学時に貸与を受けた奨学金総額（6 年分）		